

香芝市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年2月2日

香芝市上下水道事業の管理者
の権限を行う市長
香芝市長 福岡 憲宏

香芝市上下水道事業管理規程第1号

香芝市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

香芝市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道事業管理規程第5号）
の一部を次のように改正する。

第5条第3号イ中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第12条第4項中「に当たっては、一の事業所の主任技術者」を「場合において、選任しようとする者」に、「他の」を「二以上の」に、「とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が」を「を兼ねることとなるときには、」に改め、「特に」を削り、「ときは、この限りでない」を「ことを確認しなければならない」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第12条第4項の改正規定は、同年3月31日から施行する。